

浜松市債権の現状及び課題等について

財務部財政課・債権回収対策課

1 浜松市債権の現状

(1) 滞納金額の推移（滞納総額 100 万円以上）の状況

（単位：百万円）

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
総 額		14,159	14,844	15,729	15,398
内 訳	市 税	7,585	8,199	8,172	7,435
	国民健康保険料	5,191	5,245	6,121	6,213
	市営住宅使用料	334	295	262	242
	医業収益	129	175	225	227
	介護保険料	183	189	212	216
	その他	737	741	737	1,065

平成 22 年度は決算見込額

滞納金額の総額は、平成 19 年度から平成 21 年度まで増加傾向にあったが、平成 22 年度は、153 億 9 千 8 百万円となり、前年度から 3 億 3 千 1 百万円の減となった。これは、市税が 74 億 3 千 5 百万円と前年度に比べ 7 億 3 千 7 百万円の大幅減になったことが大きな要因である。

しかし、国民健康保険料、医業収益、介護保険料は毎年増加している。

また、その他では、平成 22 年度において新たに下水道不正使用にかかる過料 3 億 9 千万円が発生したため、大幅に増加した。なお、生活保護法第 78 条費用徴収金（不正受給）生活保護法第 63 条費用返還金、奨学金償還金などが毎年増加しており、特に生活保護法第 78 条費用徴収金は、平成 19 年度 3 千万円であったのが、平成 22 年度では 8 千 3 百万円となり増加が著しい。

(2) 税外収入金の債権管理の状況

平成 21 年度決算における監査委員の審査意見書

納期内未収入の状況 （納期内未収入 458 件、66 課）

督促状の発送の状況 （納期内未収入の 66 課のうち督促状未発送 49 課）

延滞金の取扱状況 （督促状を発送した 17 課のうち延滞金等を徴収 4 課）

納期内未収入、督促状の未発送、延滞金等の未徴収など適正管理がされていない。

監査委員の意見

滞納金の督促、延滞金等に関する統一的な基準、要領等マニュアルの作成

収入事務の適正な運用のための推進体制の強化

職員の債権管理に対する意識、知識不十分

2 今後の対応

☞ 税外収入金等の回収強化を図る。

基本方針

負担能力がありながら納付誠意のない滞納者に対しては、法律に基づき厳正に対処する基本姿勢を、すべての市債権を通し徹底する。

(1) 取組事項

滞納金の督促、延滞金等に関する統一的な基準、要領等マニュアルの作成

収入事務の適正な運用のための推進体制の強化

(債権回収対策会議における基本方針及び重点取組事項の策定など)

職員の債権管理に対する意識、知識のさらなる醸成

(2) その他取組内容

債権回収対策課への困難案件の移管と対応

債権放棄案件の内容精査

【協議要旨】

- ◆ 負担能力がありながら納付誠意のない滞納者に対しては、法律に基づき厳正に対処する基本姿勢を、すべての市債権を通し徹底する。
- ◆ 債権種別の整理及び条例等規定の整備により、滞納金の督促、延滞金等に関する統一的な規準、要領等マニュアルを作成する。